五十鈴小学校いじめ防止基本方針



門川町立五十鈴小学校

はじめに

学校教育において、すべての児童が安心して安全に学校生活を送る上で「いじめ問題」が大きな課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展にともない、SNS を使った新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

このような状況の中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

そこで、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」及び「門川町いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものであります。また、平成29年の改訂を受けて、以下の内容の見直しを行っています。

第 1	いじめ	の防止	等の	ため	りの	対策	かえ	基本	的力	な方	向~	こ関	す	る	事:	項		
	1 いじ	じめの定	義 •	•	•		•		•		•		•	•	•	•	•	1
	2 いじ	じめの防	止等	にほ	目す	る基	本自	的な	考》	え方								
	(1)	いじめ	の防	止														
	(2)	いじめ	の早	.期多	è 見													
	(3)	いじめ	に対	する	5 措	置												
第 2	いじめ	の防止	等の	ため	りの	対策	のに	勺容	に	関す	る!	事項						
	1 いじ	じめの防	止等	O 1	こめ	の組	.織		•		•		•	•	•	•	•	2
	2 いじ	じめの防	止等	に厚	目す	る措	置											
	(1)	いじめ	の防	止														
	(2)	いじめ	の早	.期多	è 見		•		•		•		•	•	•	•	•	3
	(3)	いじめ	に対	する	5 措	置												
	(4)	ネット	上の) () (じめ	~0	対原	乊.	•		•		•	•	•	•	•	5
	3 その	他の留	意事	項。	•		•		•		•		•	•	•	•	•	6
	(1)	組織的	な指	導体	制													
	(2)	校内研	修の	充身	É													
	(3)	校務の	効率	化														
	(4)	学校に	おけ	るレ	いじ	めの	防」	上等	O) I	取組	Ø ,	点検	•	充	実			
	(5)	地域や	家庭	E & 0)連	携に	つし	ハて										
	(6)	関係機	関と	の連	直携	につ)	7										
	4 重大	事態へ	の対	- 処 ·	•		•		•	• •	•		•	•	•	•	•	7
第 3	その他	いじめ	の防	i止等	争の	ため	のう	付策	に	関す	る 1	重要	事	項				
	1 基本	方針の	点検	と必	公要	に応	じっ	た見	直〕	し								
*	添付資料																	
	資料1																	
	資料 2				お	ける	いじ	めり	方止	等の	た	めの	•	•	•	•	•	• 9
		戦業別ポ			1		202), fr	t-	\- F		,	,,	,				
	資料3																	
	資料4																	
	資料 5	いじめ	に対	する	滑	直()	緊 急	、時 (ノ組	織的	」对,	心丿	•	• •	•	•	•	1 5

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

【いじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取 組 に努める。
- いじめはどの子にも、どの学級でも起こりうることを踏まえ、予防から問題の対応,
- 解決まで、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- もしもいじめが起こってしまったら、全職員をあげていじめを受けている児童をしっ
- かりと守る。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事である。そこで、本校においては、全教育活動を通して、一人一人の自己有用感や自己肯定感、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の表情や言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行う。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けては特定の教職員のみならず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的な対応を行う。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「グッドウィル委員会(いじめ不登校対策委員会)」を設置する。なお、 隔月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係 教諭、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置 (※ 資料1・2参照)

- (1) いじめの防止
 - ア 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりや自己有用感・自己肯定感をもてるようにするために児童が主 体となって行う活動の機会を設ける。

- 学級活動、各種委員会などの児童会活動による啓発活動や異学年交流会の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進
- 児童の豊かな情操や他者とのコミュニケーション能力を高める活動
- 読書活動や対話、創作、表現活動等を取り入れた教育活動
- 自然体験活動や集団宿泊体験 等
- イ 教職員が主体となった活動
- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
 - 一人一人の実態に応じたわかる授業・楽しい授業の展開
 - 校内や門川町教育振興研究会等における授業研究会の実施
- (イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相 談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指す。
- (ウ) 教科や道徳の時間, 特別活動の時間を中心として道徳教育の充実を図り、いじめは絶 対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。
 - 教科学習等における I C T 活用の授業等において、情報モラルに関する指導の充実 を図る。
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進 する。
 - PTA総会での学校の方針説明
 - 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
 - 保護者を対象とした人権に関する研修会の実施
 - 就学前のガイダンスにおける保護者へのいじめ防止の啓発

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者、地域住民で早期発見に努め、その結果を共有する。(※ 資料3・4参照)
 - 児童の発する具体的なサインの共有
- イ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を 実施する。
- ウ 定期的に教育相談週間を設け、アンケート調査の結果も参考にしながら、全児童に対する教育相談を実施する。
 - 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知
- エ グッドウィル委員会において、上記アンケート結果や相談内容のほか、各学級担任等の もっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間 での共有化を図る。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積
- オ 教職員の不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を 招きうることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童 の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職 員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- (3) いじめに対する措置 (※ 資料5参照)
 - ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員が「いじめ」あるいは「いじめが疑われる行為」に気付いた時には、その時、 その場で、その行為をすぐに止める。
 - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - いじめに気付き対応した職員は、その事実について生徒指導主事(グッドウィル委員 会を構成するいずれかの職員)及び管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はグッドウィル委員会の 関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。(いじめに係る情報を抱え込み、グッドウィル 委員会等への報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。)
- ウ 事実関係についての調査
 - 速やかにグッドウィル委員会を開き、調査の方針について決定する。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が門川町教育委員会へ直ちに報告する。
 - 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、グッドウィル委員会の職員のほか、児童が話をしやすい 職員を選任するなどの配慮を行う。
 - 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる他の児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
 - 各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- エ 解決に向けた指導及び支援
 - いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導する。
 - 専門的な支援などが必要な場合には、「かどがわアームインアーム」及び児童相談所、警察署等の 関係機関へ相談する。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有化を図る。

- 事実関係が把握された時点で、グッドウィル委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時グッドウィル委員会で協議する。
- グッドウィル委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応を行う。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

1 いじめられた児童とその保護者への支援

(1) いじめられた児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援を行う。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活躍の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。
- (2) いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、全職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 今後の対応方針、具体的な手立てについて説明し、理解を得る。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

2 いじめた児童への指導又はその保護者への支援

(1) いじめた児童への指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対応する力の育成に努める。

- いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。
- (2) いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の 協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあればすぐに連絡し合うことを確認する。
- (3) 保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を維持しながら対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、 寄り添う態度で臨む
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

3 いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ関係機関への報告

- 校長は門川町教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- 「いじめの解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んで3ヶ月を目安とすること、いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめ不登校対策委員会等で、「解消している」状態に至っているかを組織的に確認する。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

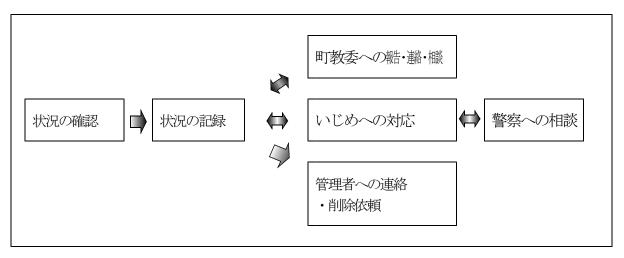
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや家庭内ルールの作成、保護者の見守りなどについて、保護者への啓 発を図る。
- 教科指導等において情報モラル教育の充実を図る。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめのへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめ の把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。
- 拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させる取組を行う。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、グッドウィル委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組んでいく。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図っていく。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況について学校評価(教職員評価を含む)によって点検するとともに、国から示された【「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考にし、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

(5) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、「見守りネットワーク」や民生児童委員など地域との連携を促進し、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、以下に示すとおり関係機関との一体的な対応を行う。

① 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法の協議
- ・ 関係機関との調整
- 研修機会の依頼

- ② 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合の対処
 - 犯罪等の違法行為がある場合の対処
- ③ 福祉関係との連携
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用(町教育委員会への依頼)
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言
- ⑤ 弁護士との連携

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織(「いじめ問題対策専門家委員会」: 仮称)に協力する。
 - 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など
 - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、 調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切 な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、町の動向等を勘案して、基本方 針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じ る。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直し に努めるものとする。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。
- (3) 基本方針の中に、児童や保護者の意見を取り入れていく。